

運航基準

令和 6年 7月21日

藤建設株式会社

目次

第1章	目的
第2章	運航の可否判断
第3章	船舶の航行

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、各航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

気象・海象	風速	波高	視程
港名			
礼文西漁港（元地地区）	10m/s以上	0.5m以上	300m以下
香深港（本港）	10m/s以上	0.5m以上	300m以下
須古頓漁港	10m/s以上	0.5m以上	300m以下
香深港（船泊分港）	10m/s以上	0.5m以上	300m以下
内路漁港	10m/s以上	0.5m以上	300m以下
稚内港	10m/s以上	0.5m以上	300m以下
宗谷港	10m/s以上	0.5m以上	300m以下
礼文西漁港（鉄府地区）	10m/s以上	0.5m以上	300m以下
東上泊漁港	10m/s以上	0.5m以上	300m以下
珊内漁港	10m/s以上	0.5m以上	300m以下
稚咲内漁港	10m/s以上	0.5m以上	300m以下
鴛泊港	10m/s以上	0.5m以上	300m以下
声間漁港	10m/s以上	0.5m以上	300m以下
西稚内漁港	10m/s以上	0.5m以上	300m以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速	10m/s以上	波高	1m以上
----	---------	----	------

3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、周囲の気象・海象（視程を含む）に関する情報を確認し、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるとき又は周囲の視程が300m以下となったときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、反転等の適切な措置をとらなければならない。

(入港の可否判断)

4条 船長は、入港予定港内の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

気象・海象	風速	波高	視程
港名			
礼文西漁港（元地地区）	10m/s以上	1m以上	300m以下
香深港（本港）	10m/s以上	1m以上	300m以下
須古頓漁港	10m/s以上	1m以上	300m以下
香深港（船泊分港）	10m/s以上	1m以上	300m以下
内路漁港	10m/s以上	1m以上	300m以下
稚内港	10m/s以上	1m以上	300m以下
宗谷港	10m/s以上	1m以上	300m以下
礼文西漁港（鉄府地区）	10m/s以上	1m以上	300m以下
東上泊漁港	10m/s以上	1m以上	300m以下
珊内漁港	10m/s以上	1m以上	300m以下
稚咲内漁港	10m/s以上	1m以上	300m以下

鴛泊港	10m/s以上	1m以上	300m以下
声間漁港	10m/s以上	1m以上	300m以下
西稚内漁港	10m/s以上	1m以上	300m以下

(運航の可否判断等の記録)

第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を運転日報に記録するものとする。運航中止基準の達した達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様とする。

- (1) 出入港配置
- (2) 通常航海当直配置
- (3) 狭視界航海当直配置
- (4) 荒天航海当直配置
- (5) 狭水道航行配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 標準航行経路(発着場と泊地間の標準経路)
- (2) 地形、水深、潮流等から、航行上、特に留意すべき箇所
- (3) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 前項によることが困難な場合は、航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置、当該障害物を回避するための避険線等、必要と認める事項を記載した航行海域図を作成するものとする。

3 船長は、基準経路、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおりとする

(速力基準等)

第8条 速力基準は、次表のとおりとする。

(No. 23ふじ丸)

速力区分	速力	毎分機関回転数
最微速	2ノット	1,500rpm
微速	3ノット	1,800rpm
半速	5ノット	2,100rpm
航海速力	8ノット	2,600rpm

(No. 31ふじ丸)

速力区分	速力	毎分機関回転数
最微速	2ノット	1,400rpm
微速	3ノット	1,700rpm
半速	5ノット	2,000rpm
航海速力	8ノット	2,500rpm

(No. 26ふじ丸)

速力区分	速力	毎分機関回転数
最微速	2ノット	1,000rpm
微速	3ノット	2,000rpm
半速	5ノット	3,000rpm
航海速力	8ノット	4,500rpm

(No. 36ふじ丸)

速力区分	速力	毎分機関回転数
最微速	2ノット	1,000rpm
微速	3ノット	2,000rpm
半速	5ノット	3,000rpm
航海速力	8ノット	4,500rpm

(第六ふじ丸)

速力区分	速力	毎分機関回転数
最微速	2ノット	1,400rpm
微速	3ノット	1,700rpm
半速	5ノット	2,000rpm
航海速力	9ノット	2,500rpm

(第七ふじ丸)

速力区分	速力	毎分機関回転数
最微速	2ノット	1,400rpm
微速	3ノット	1,700rpm
半速	5ノット	2,000rpm
航海速力	8ノット	2,500rpm

(第八ふじ丸)

速力区分	速力	毎分機関回転数
最微速	3ノット	600rpm
微速	4ノット	700rpm
半速	5ノット	900rpm
航海速力	8ノット	1,100rpm

(No. 17ふじ丸)

速力区分	速力	毎分機関回転数
最微速	2ノット	1,000rpm
微速	3ノット	2,000rpm
半速	5ノット	3,000rpm
航海速力	8ノット	4,500rpm

2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

(通常連絡等)

第9条 船長は、基準経路上の次の(1)の地点を通過したときは、運航管理者あて次の(2)の事項を連絡しなければならない。

(1) 折り返し地点

(2) 連絡事項

- ① 通過地点名
- ② 通過時刻
- ③ 天候、風向、風速、波浪、視程の状況
- ④ その他入港予定時刻等運航管理上必要と認める事項

2 運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第10条 船長と運航管理者又は運航管理補助者との連絡は、次の方法による。

	区分	連絡先	連絡方法
(1)	通常の場合	礼文支店 稚内事業部	携帯電話 (NTTドコモ) 携帯電話 (NTTドコモ、ソフトバンク)
(2)	緊急の場合	//	//

(機器点検)

第11条 船長は入港着岸(棧)前、棧橋手前(防波堤手前)100m等入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進(CPPの場合は翼角作動)、舵等の点検を実施する。一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第12条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を運転日報に記録するものとする。